

みんなで育む
やすらぐ未来！
やすらぐ未来！
今つなげよう
地域の力！



- ⑦ みんなと共に地域福祉
- ⑥ 地域を
掘りどころに
地域福祉
- ⑤ 境界を超えて地域福祉
- ④ 学びあって地域福祉
- ③ 同じ目線で地域福祉
- ② 支えあって地域福祉
- ① つながって地域福祉



あらゆる市民が
地域福祉に参加し関わりが持てる

ひとづくり

- ① コミュニティソーシャル
ワーカーの配置、
コミュニティワーカーの育成
- ② 医療との連携
- ③ 高齢者や障がい者の権利を
擁護する(守る)人材の育成
- ④ 「映画福祉」による
仲間づくり
- ⑤ 民生委員・児童委員の資質向上、
福祉協力員等の人材育成、
自治公民館との連携
- ⑥ 障がい者の余暇支援を支える
居場所や人材づくり
- ⑦ 体験や心を育む
福祉教育の推進
- ⑧ 若者を育てる場所づくり
- ⑨ 介護等のケアに従事する
人材育成

一人ひとり みんなが
思いやりの心で支え合える

まちづくり

- ① 地域活動を支援できる、市
社協ボランティアセンターの
機能強化
- ② 地域活動活性化のための
財源づくり、
財源使途の見える化
- ③ 地区社協とまちづくり協議会
の連携、共存、
協働のまちづくり
- ④ 自治公民館での福祉活動の
推進、機能強化
- ⑤ 地域における支えあいの場
づくりや受け皿づくり、
サロン活動の支援
- ⑥ 15地区社協のさらなる強化
(組織、拠点、体制、財源)
- ⑦ 災害支援体制(組織、ボラン
ティア、拠点、ネットワーク)の
さらなる構築



みんながともに
歩み育む地域福祉の

しくみづくり

- ① 生きる力を支える仕組みの
構築
～生活困窮者の自立支援～
- ② 地域で共に育む子育て
家族支援
- ③ みんなで創る地域の仕組み
(地域包括ケアシステム)
- ④ 地域貢献による新たな仕組
みづくり(社会福祉施設・企業)
- ⑤ 制度外の問題に対応できる
システムづくり
(総合相談・権利擁護・ネットワーク)
- ⑥ 困っている人を支える地域
における支援体制の構築
- ⑦ ふくしと教育の連携
(学校・地域・ボランティアセンター)



住民みんなで地域福祉をすすめていくための「地域福祉の行動宣言」を定めました。

1 つながって 地域福祉



人は、社会関係の中で暮らしています。人と人はつながって暮らすことによって豊かになれます。

私たちは、人とつながって地域福祉をすすめます。

社協は、コーディネートに努め、人と人をつなぎ、スクラムを組み、一丸となって、全員参加の地域福祉をめざします！

2 支えあって 地域福祉



人は、誰もが差別や偏見なく、人に寄り添い、思いやりを持って、お互いに支えあう気持ちが大切です。

私たちは、支えあって地域福祉をすすめます。

社協は、人を支え、人を支える支え手を支え、すべての人が包摂され支えあう仕組みをつくります！

3 同じ目線で 地域福祉



人は、人とつながり支えあうとき、対等な関係を保ちます。

私たちは、同じ目線で地域福祉をすすめます。

社協は、中立公平に、あらゆる人々と共に手を携えて、地域福祉をすすめます！

4 学びあって 地域福祉



人は、驚き、感心、哀しみ、喜び、怒り、笑いなど自分との違いを感じます。違いを知るところに学びあいがあります。

私たちは、学びあって地域福祉を推進します。

社協は、学びの機会を大切にします！

5 境界を超えて 地域福祉



人には、限界があります。行政施策や制度にも対応の限界があります。

私たちは、縦割りの壁や境界をのり超えて地域福祉をすすめます。

社協は、制度外の対応をめざして地域福祉を推進します！

6 地域を 拠りどころに 地域福祉



人は、誰もがみな地域に身を置いて暮らしています。

私たちは、地域を拠りどころに地域福祉をすすめます。

社協は、身近な地域でいつまでも住み続けられる、福祉コミュニティづくりをすすめます！

7 みんなと共に 地域福祉



人は、地域で生活する人々は根っこで繋がっています。

私たちは、みんなと共に地域福祉をすすめます。

社協は、みんなと共に地域福祉をすすめます！

第3次都城市地域福祉活動計画の概要

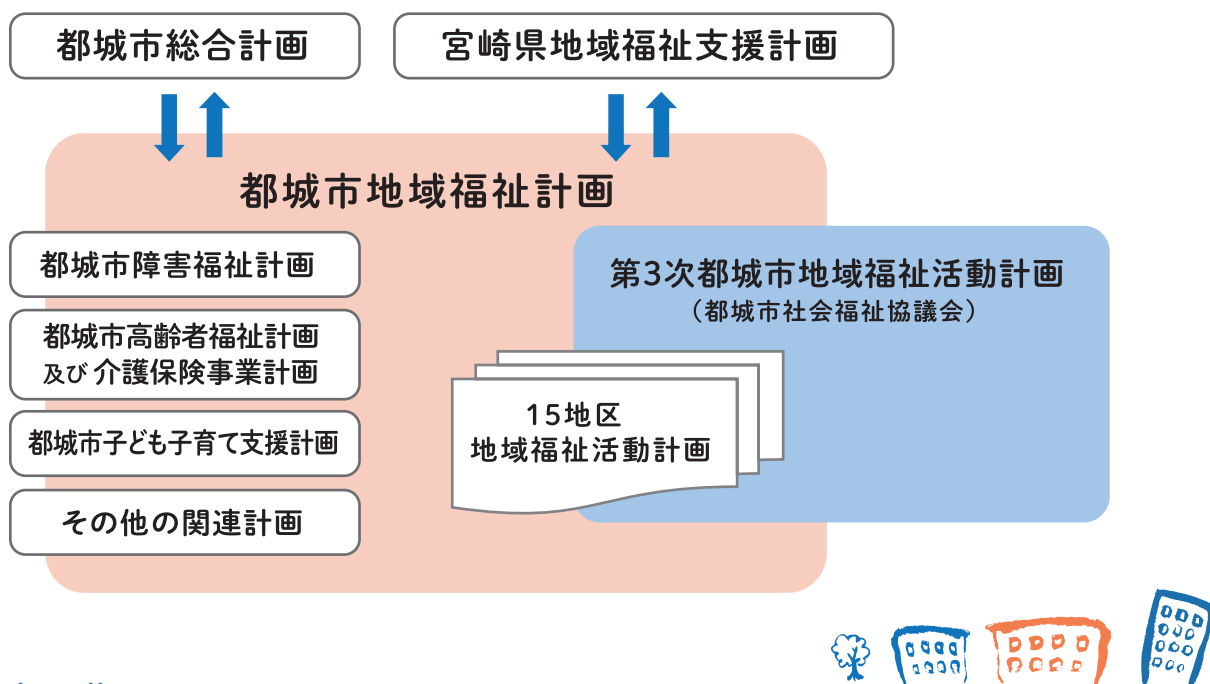
1 趣旨

前回の第2次計画は、合併前の旧市11中学校区毎の組織や機能強化に取り組み、都城市では初めての地域福祉に関する行政計画であった「都城市地域福祉計画」を具体的に実践していくための計画でした。

今回策定した第3次計画も、第2次計画を引き継ぎつつ、合併後の15中学校区を圏域とした広域化による地域福祉課題の多種多様化への対応策を講ずるものです。少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの変容等を背景とした近年の地域福祉に関する施策や動向を踏まえ、住民主体の地域福祉活動を展開させていくために求められる具体的な活動指針となるものです。

2 他計画との関係

本計画は、都城市地域福祉計画をはじめ、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関する都城市行政の関連分野別計画や宮崎県地域福祉支援計画などの各計画との連携・整合を図りながら取り組みを推進していきます。



3 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5か年

4 進行管理

平成30年度及び計画の最終年度(平成32年度)に計画の取り組み状況の把握・点検を実施し、計画の適切な進行管理を行います。また、15地区の地域福祉活動計画については、15地区の地区社会福祉協議会を中心に取り組み状況の把握等を行います。

社会福祉法人 都城市社会福祉協議会

〒885-0077宮崎県都城市松元町4-17

TEL 0986-25-2123 FAX 0986-25-2103